

第19節 上水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上で大きな支障となることから、風水害による水道の断滅水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断滅水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 胎内市の責務

胎内市防災担当部局（上下水道対策部）は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、胎内市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 新潟県の責務

水道事業者及び胎内市による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

(エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3㍑/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30㍑/日） ・2週間後は生活水量の確保（40㍑/日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

(2) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

（ア）水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害による土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

（イ）胎内市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

- (ウ) 水道事業者は、ダム等の停滯水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。
- (エ) 水道事業者は、集中型の水道システムでは、長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。
- (オ) 胎内市及び新潟県は、地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧、復興を図る。

イ 積雪期の対応

胎内市は、約半年間は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進する。

また、胎内市防災担当部局が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水、取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(イ) 净水、送水、配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送、配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(ウ) 広域的な連絡管の整備

隣接する水道事業者間の相互連絡管を整備する。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

a 給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、新潟県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

3 水道事業者、胎内市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

胎内市は災害時の活動を円滑に進めるため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

ア 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、1人1日3リットル程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、風水害直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の向上について広報、指導に努めるものとする。

4 新潟県の役割

(1) 水道事業者、胎内市からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び胎内市に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

胎内市からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第20節 下水道事業者等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等ができるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 猫内市は、あらかじめ、風水害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮すること。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策を作成しておくこと。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者の協力を得て、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、ただちに、被災状況調査、復旧工事に着手できるよう、あらかじめ、組織体制を整備しておく。

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ・簡易トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 新潟県は、あらかじめ、風水害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮すること。また、必要に応じ、施設の浸水対策を作成しておくこと。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

オ 新潟県、胎内市は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

新潟県、胎内市は、新設及び既存の施設に対して風水害対策を講ずるように努める。

カ 下水道等管理者は、老朽化した下水道当施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 新潟県、胎内市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

胎内市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 市民、企業等の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するよう努める。

3 胎内市の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道施設等の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定および必要な応急処置を実施する。
- イ 新潟県の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道施設等の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するよう努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

4 新潟県の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(2) 胎内市に対する支援体制の整備

ア 胎内市に対し、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
イ 災害査定における、技術的、知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するよう努める。

(3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
- イ 流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するよう努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

5 関係機関の役割

(1) 地方共同法人日本下水道事業団

- ア 新潟県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、新潟県、胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) (一社) 地域環境資源センター

- ア 新潟県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、新潟県、胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (公社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 新潟県、胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、新潟県、胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(4) (一社) 新潟県下水道管路維持改築協会

- ア 新潟県・胎内市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、新潟県、胎内市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

第21節 工業用水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

工業用水道事業者は、風水害（浸水、濁水、停電等）発生に伴う断滅水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

2 工業用水道事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

ア 県内工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力(m ³ /日)
新潟県企業局		272,300
新潟臨海	表流水	130,000
栃尾	表流水	12,300
上越	表流水	130,000
小千谷市	表流水、地下水	25,000
胎内市	地下水	7,000
柏崎市	地下水	400
上越市	地下水	2,000
新潟工業用水組合	表流水	146,400

イ 施設の安全及び機能の確保

(ア) 浸水対策

河川の増水等により、施設が冠水する恐れのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(イ) 濁水対策

条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(ウ) 停電対策

受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ 施設の定期点検

施設の巡回点検を定期的に実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、風水害発生に伴う被害を未然防止する。

(2) 体制面の整備

ア 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ 職員に対する教育及び訓練

(ア) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

- (イ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、風水害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。
- ウ 設備台帳及び図面等の整備
設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。
- エ 製造業者及び施工業者の確認
被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。
- オ 事業者間の応援体制
他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第22節 危険物等施設の風水害対策

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品（以下「危険物等」という）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、事業者、消防機関、第九管区海上保安本部、新潟県は、必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 新潟県・消防機関は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪地域での対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。胎内市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するためには必要な措置を講じる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 有害物質の大気への排出、公共用海域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

3 胎内市の役割

以下の項目に関し県の対策に対し協力するとともに、県の事業者への指導に対し、沿うよう指導する。

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

危険物による災害は、風水害等による発災はもとより、二次災害による災害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図るものとする。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

火薬類取扱事業所は、災害により発災した場合、被害の拡大が予想されることから関連機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図るものとする。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

高圧ガスは、その物性、化学的特性により漏洩すると、爆発性や毒性から大災害につながる恐れがある。このため、高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図るものとする。

(4) 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策

毒物劇物はその物性、化学的特性のため、漏洩するとその毒性により大きな被害が予想される。このため、県は、毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対して、貯蔵状況や防災体制の整備等について指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努め、適正な取扱いにつ

いて指導している。胎内市は、県が推進するこれらの予防対策に協力するとともに、市内の毒物劇物保管貯蔵施設に対し県の指導に沿うよう指導する。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

有害物質はその物性、化学的特性から、流出又は漏洩するとその有害性により人の健康及び生活環境に大きな被害が生じることが想定される。このため、県は水質汚濁防止法の特定事業場等に対して、法に基づき監視・指導を行うとともに、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、有害物質の流出・漏洩防止について指導している。

胎内市は、県が推進するこれらの予防対策に協力するとともに、市内の有害物質取扱施設に対し県の指導に沿うよう指導する。

(6) 病院等放射線使用施設安全対策

放射線同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保全体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

4 新潟県の役割

(1) 危険物施設安全対策（防災局）

- ア 市町村、消防機関に対し、効果的に重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全性確保を図るよう要請する。
- イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

- ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
- イ 消防機関と情報の共有化を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。
- ウ (社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

- ア 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
- イ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
- ウ (社)新潟県高圧ガス保安協会、(社)新潟県エルピーガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を隨時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。
- エ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策

- ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法

に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規程等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、重点的な立入検査を実施する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 第九管区海上保安本部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及、啓発を行う。

第23節 火災予防計画

1 計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、市民、企業・事業所、学校、胎内市及び新潟県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

- ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- イ 胎内市は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。
- ウ 新潟県は、胎内市・消防機関の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 胎内市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- イ 胎内市は、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

胎内市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 胎内市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防車両等については、消防力の整備指針（平成17年6月13日改正）に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るために、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

このため市は、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

- ア 河川、池、海水（海水利用水利システムの導入による）の利用
- イ 農業用水、消雪用井戸、下水処理水、プール
- ウ 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、防災用井戸の設置

市は、上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

(3) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

ウ 消防団活性化総合計画を策定する。

エ 消防団員の教育訓練を行う。

(4) 消防団の点検整備と非常出動体制

市長は、火災危険気象下において消防団に消防機械の点検整備をせしめるとともに非常出動の体制を確立するものとし、火災警報の発令に伴う警戒のための計画とあわせて非常出動の体制の整備のために次の事項についてあらかじめ計画するものとする。

ア 消防団の特別点検整備計画

イ 非常出動計画

消防団の地域別区別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに次の事項についても計画するものとする。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 近隣市町村からの要請に基づく区域外出動計画

(5) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

胎内市では、臨時ヘリポート適地は次に示すとおりである。

名 称	住 所 地	電話番号
中条小学校 グラウンド	胎内市大川町16番地56号	0254-43-2042
総合グラウンド	〃 西条野添666番地	0254-43-3570
築地中学校グラウンド	〃 築地3713番地	0254-45-2019
きのと小学校グラウンド	〃 山屋120番地	0254-46-2025
乙地区交流施設駐車場	〃 乙2705	0254-46-2101
黒川小学校グラウンド	〃 黒川1076-1	0254-47-2405
黒川中学校グラウンド	〃 大田野原62-62	0254-47-2425
旧鼓岡小学校グラウンド	〃 鼓岡1078	0254-48-3047
胎内スキー場第3駐車場	〃 熱田坂881-28	0254-47-2111
大長谷地区防災拠点施設グラウンド	〃 大長谷51-1	

4 新潟県の役割

(1) 防火思想の普及促進

市民に対して、胎内市・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

胎内市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火対象物点検資格者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられて住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基

づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 第九管区海上保安本部

風水害発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第24節 水防管理団体の体制整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 胎内市及び水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。
- イ 新潟県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地滑り等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- イ 風水害時、水防管理者、水防団長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事すること。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(社)新潟県建設業協会は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

3 胎内市の役割

(1) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、新潟県水防計画に応じて当該区域における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防団等の水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人等で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団・水防団の育成強化

- ア 水防管理者は、平時から消防団、水防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防団組織の充実と習熟に努める。

- イ 水防管理者は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊した時はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

4 新潟県の役割

(1) 水防計画の策定

ア 豪雨、洪水、津波、高潮又は高波に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ 県内の水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である胎内市及び水防事務組合の内、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

(3) 水防資器材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び(社)新潟県建設業協会等の民間団体と協力して、資器材の整備を図る。

イ 非常の際の水防資器材、作業員の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。

(4) 重要水防箇所の調査

洪水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、新潟県、水防管理団体と合同で実施する。

第25節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

基本方針

- (1) 市民（各家庭等）は、胎内市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。

ただし、胎内市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。
- (3) 胎内市は、災害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- (4) 胎内市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧体制の整備に努める。
- (5) 新潟県は、胎内市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 胎内市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 胎内市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
 - イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等
 - ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、水害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備
 - ア 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 新潟県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

5 関係機関の役割

(1) 新潟県環境整備事業協同組合

ア 新潟県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県・胎内市からの要請による
し尿・災害ごみの収集、運搬に備える。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(2) (一社) 新潟県産業廃棄物協会

ア 新潟県・胎内市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社) 新潟県浄化槽整備協会

ア 新潟県・胎内市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) (一社) 新潟県解体工事業協会

ア 新潟県・胎内市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) (公財) 新潟県環境保全事業団

新潟県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第26節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 県警察、胎内市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 新潟県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、新潟県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 新潟県、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、新潟県・胎内市、医療機関及び医療関係団体は、それに関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 新潟県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入及び活動が行える体制を整備する。

また、新潟県、消防、県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 新潟県・胎内市、消防本部、消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 新潟県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊等及びドクターヘリ基地病院、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ク) 新潟県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊等及びドクターヘリ基地病院は職員の安全の確保を図りつつ効率的な救急・助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ケ) 県及び消防機関は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有す

る救助隊の整備を推進とともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

- (ア) 胎内市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。
- (イ) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施するための体制確立を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、新潟県、県警察、胎内市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期での対応

胎内市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の風水害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

住民は、平時から地域・学区・自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、新潟県・胎内市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、新潟県・胎内市と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 胎内市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

胎内市は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保とともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

胎内市は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、新潟県、警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓蒙

胎内市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、地元医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

4 新潟県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、新潟県、県警察、胎内市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とD M A Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療器材等の供給協定

胎内市における医療器材等の不足に対応するため、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確保

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 第九管区海上保安本部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救急技術向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化に努める。

(2) 県医師会の対策

新潟県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3) 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、新潟県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、新潟県との協定に基づき医療救護にあたる。

(4) 新潟D M A T指定医療機関の対策

ア 新潟D M A T指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟D M A Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟D M A Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟D M A Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟D M A Tの活用に係る訓練の機会の確保に努める。

第27節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

胎内市、新潟県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市及び新潟県は、風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(イ) 新潟県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（D M A T）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(ウ) 胎内市及び新潟県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という）の確保を図る体制を整備する。

(エ) 胎内市及び新潟県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

イ 活動の調整

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、胎内市、保健所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

胎内市、新潟県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、胎内市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

(ア) 病院

- a 病院は、新潟県及び胎内市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
- b 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。
 - ・災害対策委員会の設置
 - ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
 - ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
 - ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
 - ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
 - ・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
 - ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(イ) 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

(ウ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成する。

イ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む）を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ア) 地域災害拠点病院

- a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受け入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受け入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- a 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
 - b 基幹災害拠点病院は、災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。
- エ 新潟DMA T指定医療機関
- 新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。
- また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るために、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

3 胎内市の役割

- (1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置
 - ア 救護所設置予定施設の指定
 - 胎内市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。
 - イ 救護所のスタッフの編成
 - 胎内市は、地元医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。
 - ウ 救護所設置予定施設の点検
 - 胎内市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。
- (2) 救護所等の医療資器材等の確保
- 胎内市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。
- (3) 後方病院機能の整備・充実
- 胎内市は、後方病院としての患者受け入れが可能となる災害医療拠点病院を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設・設備の充実に努める。
- 胎内市における災害医療拠点病院は以下に示すとおりとする。

病院名	住所	電話番号
中条中央病院	西本町12-1	0254-44-8800
県立坂町病院	村上市下鍛冶屋589	0254-62-3111
県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	0254-22-3121
黒川病院	下館1533	0254-47-2422

黒川診療所	栗木野新田107-1	0254-48-3692
-------	------------	--------------

4 新潟県の役割

- (1) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

- (2) 新潟DMAT及び県医療救護班等の派遣体制の整備

新潟県は、災害発生時に胎内市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、新潟DMAT、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 新潟DMAT

新潟DMATは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

イ 医療救護班等の派遣

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画を策定する。

(ア) 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名、補助者1名の5名で構成する。

(イ) 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助者1名の4名で構成する。

ウ 医師等医療関係者の派遣

県は、新潟県病院協会、新潟県精神病院協会、新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会及び新潟県看護協会と協議し、あらかじめ医師等各医療関係者の派遣計画を定める。

- (3) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

- (4) 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、各救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3都市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、胎内市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受け入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

第28節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、胎内市、新潟県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達

体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導体制の整備

オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び

指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、胎内市長に報告するとともに、当該計画に基づく訓練を行わなければならない。

イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

ウ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

エ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

オ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 市民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- (オ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。
- イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務
- 下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。
- (ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）の管理者
- a 避難確保計画を作成し、胎内市長に報告するとともに、当該計画に基づく訓練を行わなければならない。
 - b 洪水時等の防災体制に関する事項
 - c 利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
 - d 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - e 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - f 自衛水防組織の業務に関する事項
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。
- (2) 地域に求められる役割
- ア 住民の役割
- 相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。
- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
- (イ)-避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 胎内市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
- イ 企業等の役割
- 地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。
- (ア)-要配慮者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するなど、帰宅困難者対策を行う。

3 胎内市の役割

胎内市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 新潟県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難所、指定避難場所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進等を図るよう努める。

(2) 避難指示等情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

エ 避難指示等伝達に、地元のコミュニティFM放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

カ 避難指示等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

キ 矟躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

胎内市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化したうえで周知する。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発出基準を設定する。

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象地域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

オ 胎内市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 胎内市は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「避難支援プラン」を策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ 避難指示等の発令がされた場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民に周知する。

(5) 避難場所、避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 胎内市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ・防災マップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

(ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされている事及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 指定にあたっての注意点

(ア) 指定緊急避難所については、胎内市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、胎内市は災害に伴う高浪や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(イ) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されてい

るもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねること。

- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。

面積の目安は、避難場所は1人あたり 1.0 m^2 、避難所は 3.3 m^2 あたり2人とすること。(消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」)

- (カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ケ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。

- (コ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (メ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行うあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。
- (オ) 避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める

エ 福祉避難所の指定

(ア) 胎内市長は、障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための介護保険施設、障害者支援施設等「福祉避難所」の予定施設を福祉関係者と協議し、あらかじめ指定する。

(イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ウ) 胎内市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 胎内市は、避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 胎内市は、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 胎内市は、避難住民の受け入れに備えるため、あらかじめ受け入れ可能者数の把握に努める。

(イ) 胎内市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 福祉関係者等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記した防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

4 新潟県の役割

(1) 市民への防災に関する情報の提供

ア 風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県管理河川の水位情報等を、土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、県民に提供する。

ウ 土砂災害警戒情報等を、インターネットを通じて市民に提供する。

(2) 胎内市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の胎内市への提供

- (ア) 主要河川について氾濫時の浸水予想区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を胎内市と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 胎内市による避難情報の早期発出・伝達体制整備の支援

- (ア) 新潟県から胎内市への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。
- (イ) 胎内市の避難情報発出の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を探査する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う拠点として、県危機管理センターを拠点として、胎内市への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

ウ 避難場所、指定避難所等の確保への協力

- (ア) 胎内市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供する。
- (イ) 新潟県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、胎内市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の体制整備の支援（防災局）

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援

住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受け入れ可能施設等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

- ア 胎内市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時市民に提供する。
- ウ 過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

- ア 胎内市が避難指示等の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 気象、水象、特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

ウ 胎内市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、胎内市の避難支援プランの定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と

避難先等について胎内市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第29節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、新潟県、胎内市等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

[要配慮者の安全確保計画の体系]

大項目	中項目	小項目
情報の把握、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の把握・避難行動要支援者情報の共有・要配慮者への広報・啓発・要配慮者向け備品等確保・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、 避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none">・避難指示等の情報提供・避難誘導・移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の安否確認・避難所の管理・運営・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none">・公的宿泊施設の確保・応急仮設住宅での配慮・公営住宅等の確保
保健・福祉 対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none">・巡回相談・栄養指導等・こころのケア・訪問看護等
	福祉対策	<ul style="list-style-type: none">・要配慮者のニーズ把握等・福祉サービスの提供・情報提供・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の 支援	<ul style="list-style-type: none">・入所者等の安全確保・要配慮者の受け入れ
	保健・福祉対策の 実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・胎内市の実施体制・県等の支援体制

外国人支援対策	・外国人への防災教育の実施 ・外国語による災害情報等の提供方法 や相談体制の整備
---------	--

ア 胎内市

胎内市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難指示等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、要配慮者一人ひとりの避難支援計画である避難支援プランを自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、新潟県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

イ 新潟県

新潟県は、胎内市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画である避難支援プラン策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県、胎内市から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努める。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

エ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、県や市町村の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策等を行う。

オ 地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会等は、胎内市、防災関係機関、介護保健事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、胎内市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市町村は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（G I S・G P S）を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、胎内市と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、胎内市、民生委員、自治会等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、新潟県、胎内市、防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、胎内市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第31節「学校の風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

② 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障がい者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 胎内市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

胎内市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

胎内市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、胎内市は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、要配慮者の中で、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(ア) 近隣住民の役割

災害発生直後の避難行動要支援者への情報伝達等は、要援護者に対し近隣住民が果たすべき役割であると考えられるため、胎内市は、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力して、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(イ) 情報伝達機器の整備

胎内市は、避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル、シグナル発信機等の給付に努め、外出中の避難行動要支援者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所への情報伝達機器誘導標識の設置に努める。

イ 避難所の設置・運営

胎内市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設ト

イレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

- (ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

胎内市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、新潟県や他の市町村等応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、胎内市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

- (ア) 巡回相談・栄養指導

- (イ) こころのケア

- (ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

- (ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

- (イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

- (ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

胎内市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

胎内市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4 新潟県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保険部）

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市町村等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、要配慮者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策（福祉保険部）

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市町村からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

イ 保健対策

市町村が実施する要配慮者的心身の健康確保に対して、関係職員を派遣し、市町村保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケ

ア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市町村が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市町村等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市町村等を支援する体制整備を図る。

また、児童の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保険部）

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援（知事政策局）

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

第30節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、流通機構の復活が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「食料及び物資等」という）は、市民（各家庭、企業・事業所、学校等）自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 胎内市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ウ 物資等の供給又は緊急調達が困難な胎内市からの要請に基づき、新潟県は、物資等の提供又は調達の代行を行う。
- エ 胎内市は、上記の責務を果たすため、県と市町村の役割分担に基づき、想定避難者数の1日分相当食糧備蓄を目標とし計画的に整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 胎内市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギー等による摂食上の障がい、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、新潟県は、胎内市の体制整備を支援する。
- イ 胎内市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。新潟県は、胎内市の体制整備を支援する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の3日分、出来れば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から3日分（推奨1週間分）の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等の備蓄に努める。

3 胎内市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 新潟県・胎内市の備蓄分担割合に基づき食料及び物資等を備蓄する。
- イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、胎内市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資等の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、胎内市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 一般家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

4 新潟県の役割

(1) 物資等の備蓄

- 胎内市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、新潟県・胎内市の備蓄分担割合に基づき、下越の拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

- 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 胎内市に対する支援体制の整備

- 胎内市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

(5) 災害備蓄に関する県民への普及啓発

- 一般家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の新潟県・胎内市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、新潟県・胎内市と情報交換し、連絡を

密にする。

(2) (社) 新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第31節 学校の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各学校は、地域防災計画や新潟県教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育、防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（新潟県、胎内市、学校法人等）は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 胎内市は、学校設置者としての役割のほか、胎内市防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 新潟県は、学校設置者としての役割の外、新潟県以外の学校設置者に対し、学校防災計画の作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき学校防災計画のモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第29節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校防災計画の作成

学校は、胎内市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

- | | | |
|--------|--|---|
| ア 予防対策 | ①学校防災組織の編成
③防災用具等の整備
⑤教職員の緊急出動体制 | ②施設・設備等の点検・整備
④防災教育の実施
⑥家庭との連絡体制の整備 |
| イ 応急対策 | ①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等
②災害発生直後の生徒等の安全確保
③避難誘導
⑤気象情報の収集
⑦下校措置
⑨教育活動の再開 | ④生徒等の安否確認
⑥被災状況の把握と報告
⑧避難所開設・運営協力
⑩生徒等の心のケア など |

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行う。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておるとともに、除雪に際しては避難路の確保に万全を期す。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、

現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようになること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようになること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 中学校、高等学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

3 学校設置者の役割

(1) 災害に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

4 胎内市の役割

(1) 市立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり

(2) 学校に対する支援、助言

胎内市は、胎内市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 新潟県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割（総務管理部、県教育委員会）
第3項記載のとおり
- (2) 学校防災計画のモデル等の作成（県教育委員会）
県教育委員会は、各学校が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、各学校の取組を支援する。
- (3) 公立学校教職員に対する防災教育（総務管理部、県教育委員会）
新潟県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第32節 文化財の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するためには、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 胎内市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、新潟県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 新潟県は、文化財保護指導員の巡回報告や胎内市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、胎内市並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。新潟県及び胎内市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、新潟県及び胎内市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても隨時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡回によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。新潟県及び胎内市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 胎内市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び新潟県指定等文化財

胎内市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 胎内市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 新潟県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び新潟県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 胎内市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、胎内市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、胎内市を通じて支援や助言を行う。

第33節 ボランティア受入れ体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制整備

ア 新潟県は、新潟県災害ボランティア活動連絡協議会（以下「連絡協議会」という）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という）の体制を整備する。

《活動連絡会の組織》

構成員 新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、新潟NPO協会、新潟県（県民生活課）、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、(公社)日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、国際復興支援チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、地域活動サポートセンター柏崎、天理教災害救助ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティアS e R V新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサポートセンター

事務局 新潟県社会福祉協議会

事業内容 胎内市災害ボランティアセンターの立ち上げ支援、県災害対策本部等の情報提供、災害ボランティアの募集及び運営スタッフやコーディネーターの派遣、活動資材の支援や活動費の確保 など

イ 胎内市社会福祉協議会は、胎内市の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる胎内市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という）の体制を整備する。

ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	連絡協議会の常任幹事招集、県ボランティア本部の設置、情報の受発信
避難指示等解除後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 新潟県ボランティア本部の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、連絡協議会常任幹事長が常任幹事を招集し、県ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置する。

(1) 情報の受発信に係る体制の整備

ア 被災状況、各種の団体の活動状況などにおける、行政機関、関係団体との情報交換を行う。

イ 被災地の外に向けた、支援資金や災害ボランティアの受入れ態勢などの情報の発信を行う。

ウ マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

(2) ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

ア ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズにおける支援要請について、連絡調整を行なえる体制を整備する。

イ コーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3 胎内市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、胎内市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において当該市町村との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ア ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を整備する。

4 胎内市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、胎内市社会福祉協議会と協議する。

ボランティアセンターの設置場所、設置数等については、胎内市社会福祉協議会と協議し、設置計画を作成する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ ボランティアセンターと胎内市災害対策本部との情報の共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

5 新潟県の役割

県ボランティア本部の体制支援

- (1) 県ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び本部の体制整備を支援する。
- (2) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため職員を配置できる体制を整備する。
- (3) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため、職員を配置する体制を整備する。

6 関係機関の役割

(1) 新潟県社会福祉協議会

- ア 県ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。
- イ 県ボランティア本部へのスペースの提供を行う。
- ウ 他県の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会

- ア 県ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。
- イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内N P O・日本青年会議所

- ア 県ボランティア本部やボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第35節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 胎内市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のB C P策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

4 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

【事業継続計画（BCP : Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された従業業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

第36節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

風水害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 胎内市の役割

風水害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、次のとおり、重要用務の整理をはじめとする業務継続性の確保に向けた取り組みを推進する。

(1) 重要業務の整理

風水害発生時において、応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務）と優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）を重要業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。また、重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 市長不在時の職務代行順位

市長不在時の職務代行順位について明記しておく。

イ 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第2節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

ウ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

エ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

オ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

カ 庁内の応援体制の確立

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

キ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを

検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

ク 外部事業者等の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が府外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ケ その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 施設・設備の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、県民、関係機関等へ周知する。

a 産業文化会館、黒川支所

b 他の市施設

c 県、国、他の自治体、防災関係機関等の施設

d 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

電話等の通信手段が利用できない場合を想定し、通信事業社等に対して優先的な復旧の依頼や代替通信手段の確保等対応をあらかじめ準備しておくよう努める。

また、県等防災関係機関との通信手段については「第3章第6節」によるものとする。

ウ 情報システム

(ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者に支援を要請する。

(イ) 安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ 電源

電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、県庁舎及び各地域振興局本庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

カ トイレ

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、県庁舎及び各地域振興局本庁舎においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。

キ 職員の食料等

職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

